

令和3年1月8日

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

## 令和3・4年度 京都コンサートホールにおける 「設備管理・設備保守点検業務委託」プロポーザル実施説明書

### 1 業務委託概要

#### (1) 業務名

京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務

#### (2) 業務目的

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）が管理運営を行う京都コンサートホールは、京都市交響楽団のフランチャイズホールに加え、これまで世界レベルの音楽芸術に触れあえる場として、また、音楽のあるくらし・まちの中心拠点として、多くの市民に親しまれてきました。しかし、開館から25年が経過した現在、設備等の老朽化が進んでいる状況にあり、京都市を代表する「音楽芸術の殿堂」として、多様な来館者・利用者の皆様に安全で安定した利用環境を提供し続けていくため、当財団と共に、設備等の維持管理などに取り組んでいただける設備管理・設備保守点検業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行います。

#### (3) 業務内容

京都コンサートホールの設備管理・設備保守点検業務の内容については、「京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務委託仕様書」に従い実施するものとします。

#### (4) 契約期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

#### (5) 見積上限額

上記契約期間での見積上限額

52,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※提示した金額を超過した場合は失格とします。

### 2 プロポーザル参加資格等（参加資格要件）

本契約の締結を行う事業者の参加資格は、次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。

- (2) 令和2～5年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり、参加申請の日から契約締結の日までの間において京都市により競争入札参加停止、又は当財団において準用する同規定による同様の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続、又は再生手続を開始している団体でないこと。
- (4) 建築物環境衛生総合管理業及び消防用設備等点検済表示会員登録をしていること。
- (5) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団、又は暴力団員、「京都市暴力団排除条例」第2条に掲げる暴力団員等、又は暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 平成28年4月1日から令和3年3月31日（5年間）までの間において、公立文化施設等の元請として、音楽、演劇及び舞踊等が開催可能な客席を有する施設で、延床面積10,000㎡以上の施設を2年以上、設備管理・設備保守業務の請負契約として履行実績があること。
- (7) 複数の法人による共同企業体での応募について  
複数の法人による共同企業体で応募を行う場合は、次の項目に留意してください。
- ア 複数の法人が共同企業体を構成して提案する場合は、代表となる法人を定めるとともに、各法人が業務執行に係る全体の責任を連帯して負うことの提案をしてください。
- イ 同時に複数の企業共同体の構成法人となることはできません。
- ウ 単独で応募した法人は、他の共同企業体の構成法人になることはできません。  
また、代表となる法人及び共同企業体を構成する法人の変更は、原則として認められません。
- エ 代表法人及びすべての構成法人が、上記の第1号から第6号の参加資格要件のすべてを満たしていなければなりません。
- オ 共同企業体で応募する場合、企画提案書の提出時に共同企業体協定書等を提出してください。

### 3 プロポーザル公告期間

本プロポーザルの公告は、令和3年1月8日（金）から同年1月22日（金）までの期間、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページに掲載しています。応募に必要な書類等は当財団ホームページ、又は京都コンサートホールホームページからダウンロードできます（最終日は午後4時まで）。また、京都コンサートホールの窓口においても公告期間中、（同年1月18日（月）の休館日は除く。）午前10時から午後4時まで書類等を受け取ることができます。

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>  
京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>

#### 4 施設見学会の実施・参加申込書の提出

施設見学会を令和3年1月15日（金）に実施します。参加を希望される事業者は、同年1月12日（火）午後4時（必着）までに見学会参加申込書により、メール、又はFAXで提出してください。個別に1事業者あたり約30分間とし、見学の時間については、調整のうえ、令和3年1月13日（水）にメール又はFAXで通知します。

<見学会参加票提出先>

e-mail : kanri@kyotoconcerthall.org

F A X : 075-711-2955

#### 5 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式1）により、令和3年1月8日（金）から同年1月18日（月）正午（必着）までに、メール又はFAXで提出してください。

すべての質問に対する回答は、令和3年1月20日（水）から同年1月22日（金）午後4時まで、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページにて公開します。

<質問票提出先>

e-mail : kanri@kyotoconcerthall.org

F A X : 075-711-2955

#### 6 参加表明書・団体概要書・添付書類の提出

本プロポーザルへ参加する法人又は共同企業体は、令和3年1月8日（金）から同年1月22日（金）午後4時（必着）までに、参加表明書（様式2）、団体概要書（様式3）、添付書類（様式4）、を各1部ずつ、次の提出先に持参（郵送不可）してください。

なお、受付期間終了後の書類提出は受け付けません。また、提出後の書類等の変更及び追加は認めません。

##### （1）提出先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内）  
事業管理部 コンサートホール管理課（担当：金岩，植野，前田）

##### （2）団体概要書（様式3）について

団体概要書（様式3）には、次の項目に沿って記載してください。

ア 団体の名称，所在地，設立目的，設立年月日，沿革，基本理念

イ 構成団体名等（すべて記入）

ウ 役員名簿

エ 過去3年間の財務状況

オ 公立文化施設等での2年以上の設備管理・設備保守点検業務の実績

##### （3）添付書類（様式4）

添付書類の表紙は、所定の書式（様式4）を使用し、次の書類を添付してください。

ア 団体の案内

イ 定款

ウ 京都市への業者登録状況（入札参加資格登録等の写し）

## 7 プロポーザル参加資格審査及び結果通知

当財団でプロポーザル参加資格審査を行い、審査結果を令和3年1月26日（火）午後4時以降にメール又はFAXにて通知します。

参加資格審査を通過できなかった法人又は共同企業体は、その後の本プロポーザルに参加できません。

## 8 企画提案書、見積書の提出

令和3年1月27日（水）から同年2月2日（火）午後4時（必着）（令和3年2月1日（月）の休館日は除く。）までに、企画提案書（様式5）、見積書及び見積内訳書（様式6）の各10部（正本1部、副本9部）を、次の提出先に持参（郵送不可）してください。

共同企業体で応募される場合は、代表法人及び構成法人で締結する共同企業体協定書等を1部併せて提出してください。

なお、受付期間終了後の書類提出並びに提出後の書類等の変更及び追加は受け付けません。

### （1）提出先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内）

事業管理部 コンサートホール管理課（担当：金岩，植野，前田）

### （2）企画提案書（様式5）について

企画提案書の表紙は、所定の書式（様式5）を使用してください。

提案内容の書式は、A4版（横でも可）であれば自由ですが、次の項目については、1～2ページ程度にまとめ作成してください。

ア 設備管理・設備保守点検に関するポイント・留意点等の認識について

イ 設備管理・設備保守点検の項目並びに数量・回数等に対する提案、対応方策等について

ウ 通常業務（仕様書に記された項目の遂行）以外に、お客様の快適度が向上する具体的な提案、コスト削減に関する提案及びこれまで行った実績等について

エ 本業務における執行体制・指揮系統ならびに緊急時対応の備えについて

オ 賑わい創出のための四季を通じた演出の独自提案

### （3）企画提案書作成の留意点

ア 企画提案書は、本プロポーザル実施説明書及び「京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務委託仕様書」に基づき作成してください。

イ 企画提案書の内容、考え方等については、業務受注者として決定された後、実際に業務を遂行するに当たっても、その趣旨において一貫性を保つものとしてください。

ウ 企画提案項目は、仕様書のみにとらわれず、必要と判断したことは積極的に提案してください。

エ 業務提案書についてはページを付し、冒頭に目次を設けてください。仕様書等は最低限の基準であり、提案者が独自に提案したい内容は、企画提案書の最後部に記載してください。

(4) 見積書及び見積内訳書（様式 6）について

見積書及び見積内訳書（様式 6）を使用して、「京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務委託仕様書」に基づき作成してください。

なお、記載していただく見積額は、消費税を含まない金額とします。

## 9 審査及び審査結果

(1) 選定委員会の設置

当財団内に、京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を厳正に行います。

なお、審査委員の公表は行いません。

(2) 書類審査

提出されたすべての書類について選定委員会が審査を行います。審査方法等については添付資料「京都コンサートホール設備管理・設備保守点検業務委託プロポーザル審査方法」をご参照ください。

(3) プレゼンテーション審査実施日

原則として、提案書等を提出いただいたすべての提案者にプレゼンテーションを行っていただきます。実施日は、令和 3 年 2 月 18 日（木）とし、開始時間については調整のうえ、メール、又は FAX でご連絡します。

(4) プレゼンテーション審査概要

1 事業者又は共同企業体あたりプレゼンテーションの持ち時間を 10 分間とし、その後、質疑応答時間を約 10 分間設けます。プレゼンテーションは、提出資料に記載されている内容と補足説明に限ります。当該提出資料内に全く記載されていない事項については対象としません。

なお、補足資料以外の書面及びパワーポイント等の使用は認めません。

## 10 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、選定・非選定に関わらず、すべての提案者にできるだ

け速やかに書面でご連絡します。

なお、審査順位等、詳細な選定結果の公開・通知は控えさせていただきます。

## 11 契約締結

審査順位が最も高かった提案者と、詳細の業務内容等について協議を行い、双方の合意がなされたうえで、業務委託契約を締結します。契約協議において、仕様書を変更することがあります。

また、契約協議において双方の合意がなされなかった場合は、審査順位が2位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

※契約書は、京都市の標準契約書を基本とし、詳細の業務内容については仕様書に規定し、契約を締結する予定です。

<契約締結日>

令和3年3月上旬（仮契約）

※ 本契約時期については、協議のうえ決定します。

## 12 失格

次のいずれかに該当する場合は、審査の結果を問わず失格とします。

- (1) 契約上限金額を超過している場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 本説明書に定められた諸事項に違反した場合
- (4) その他不正な行為を行った場合

## 13 プロポーザル参加に係る留意事項

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 参加者から提出されたすべての書類は返却しません。
- (3) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (4) 仕様書及び契約金額については、当財団との契約協議によって変更される場合があります。
- (5) 参加者は、本プロポーザルの過程において知り得た内容について、第三者に漏らしてはなりません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。
- (7) 提出書類は、文書の公開請求等があった場合、公開することがあります。

## 14 特記事項

- (1) 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方となった者及びこの手続きに参加して、相手方にならなかった者に対して、速やかにその旨を連絡します。この場合においての連絡方法は、メール、FAX 又は電話のいずれかによるものとします。価格、提案の概要、その他の決定理由については、必要に応じて公表することがあります。
- (2) 業務の全部、又は主要な部分を一括して再委託することは認めません。
- (3) 書類の提出以後、契約の相手方を決定した旨の連絡を受けるまでの間において、参加を辞退しようとするときは、法人の名称及び代表者を明記し書面により申し出るようにしてください（様式任意）。

なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。
- (4) 契約の相手方が決定した後、契約を締結するまでの間において、契約の締結を辞退しようとするときは、法人又は団体の名称及び代表者名を明記した書面により申し出るようにしてください（様式任意）。

なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。
- (5) 契約の相手方として決定した法人が、前号に記載する契約辞退の申し出を行った場合、京都市の入札保証金の例により、見積書記載の5%に相当する違約金を当財団に対して支払っていただきます。
- (6) 令和3年4月以降の当財団予算額に大幅な減額、又は削除があった場合は、当契約を変更、又は解除することに関し、協議を求めることがあります。
- (7) 業務又は作業内容によっては、単価契約とし、実績に応じた支払いへの変更をお願いすることがあります。
- (8) この契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減したものを契約金額とします。

## 15 提案募集のスケジュール

内 容	時 期 等
プロポーザル公告期間	令和3年1月8日（金）～同年1月22日（金）
施設見学会の参加申込書の提出	令和3年1月12日（火）午後4時まで受付
施設見学会の実施日	令和3年1月15日（金）
プロポーザルに係る質問受付期間	令和3年1月8日（金）～同年1月18日（月） 正午（必着）まで受付
プロポーザルに係る質問回答掲載期間	令和3年1月20日（水）～同年1月22日（金） 午後4時まで
参加表明書・参加資格書類・実績調書 書受付日	令和3年1月8日（金）～同年1月22日（金） 午後4時（必着）まで受付
プロポーザル参加資格審査結果通知日	令和3年1月26日（火）午後4時以降
提案書・見積書及び見積内訳書受付期間	令和3年1月27日（水）～同年2月2日（火） 午後4時（必着）まで受付
選定委員会（プレゼンテーション審査） 実施日	令和3年2月18日（木） ※ 開始時間は調整のうえ連絡
審査結果通知	プレゼンテーション審査終了後速やかに

## 16 お問い合わせ先

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-26

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内）

事業管理部 コンサートホール管理課（担当：金岩，植野，前田）

電話：075-711-2980 / FAX：075-711-2955

e-mail : kanri@kyotoconcerthall.org

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>